

《参考》自治会運営細則 検討項目案

- 1 地区割 第1地区：29～32番地
第2地区：6～10番地
第3地区：5、11～13、26～28番地
第4地区：23～25番地
第5地区：1～4、14～22番地
- 2 地区役員数 第1地区：2人、第2地区：2人、第3地区：2人、第4地区：2人
第5地区：2人
- 3 会員資格－
 - ① 前沢四丁目に居住している世帯
 - ② 1世帯1会員、ただし2世帯住宅は合わせて1会員とすることができる。
 - ③ 会員として自治会名簿に登録する者は世帯員のうち届け出た者とする（注－必ずしも住民票上の世帯主とする必要はない）
 - ④ 会員世帯に属する者はすべて、自治会の各種行事に出席でき、慶弔見舞金、ふれあいプレゼントの対象者としてすることができる。
 - ⑤ 事情があつて、一時的に住民票を前沢四丁目の外にしている者であっても、申し出により、前項（④）を適用することができる。

※居住者、世帯（2世帯住宅－同じ敷地内、同じ建物、玄関同じ、住民票とは別）
施設入居者、入院者
- 4 慶弔見舞金等の基準、お祝い品の対象者、金額。包装用品や祝い品に付帯する安価な物品は除く
 - ① 弔慰金（香典） 5,000円
 - ② 長寿祝い品（白寿、米寿、喜寿） 1,500円を基準とする一暦年の誕生日の年齢
 - ③ 小学校入学祝い品 1,000円を基準とする
 - ④ ふれあいプレゼント 300円を基準とする
- 5 会費－中途加入、
- 6 協力会員、会費
- 7 他団体・個人への会費、寄付の扱い、募金の扱い
- 8 防災倉庫－管理規則